三重県立総合医療センター栄養指導室洗面器設置工事　特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、三重県立総合医療センターが発注する、「三重県立総合医療センター栄養指導室洗面器設置工事」に適用する。

なお、本仕様書及び図面に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（「機械設備工事編」平成 25 年版）による。

2. 履行場所

四日市市大字日永 5450 番の 132　三重県立総合医療センター

3. 履行期間

契約の日から 45 日間

4. 工事内容

栄養指導室に洗面器を設置する。詳細は以下のとおり。

施工内容

１．事前調査
２．養生・墨出し
３．給水・給湯・排水管工事
４．衛生器具設置
５．保温工事
６．その他（軽微な加工・改造等）
７．整理整頓後片付け

5. 施工条件

(1) 作業開始、終了時は発注者の職員に連絡するものとする。

(2) 当工事は病院運営しながらの施工となるため、病院運営に支障のないように、病院関係者及び監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。

（平日は栄養指導を行っているため、土・日曜日または祝祭日での施工を基本とする。）

(3) 工事に伴う作業員の出入り、資機材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵埃発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について、十分検討を行うとともに、病院関係者及び監督員と協議を行うものとする。

6. 労働災害の防止

(1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。

(2) 交通安全について十分な注意を払うものとする。

(3) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し、作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険個所における作業上の注意事項を指示するものとする。

7. 悪天候時の対応

天候により施工が困難な場合は、一時休工とし、天候回復後、現場の安全を確認または確保したうえで再開するものとする。

8. 提出書類

作業結果報告書　　1部（機器仕様書、取扱説明書等含む）

写真帳　　1部

その他監督員が指示するもの

9. その他

本工事にて発生した撤去品は関係諸法令に基づき、適切に処分するものとする。

10. 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。